

「定款」の一部改正案について

平成 26 年 10 月 21 日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
(定義) 第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ・ 2 (現行どおり) <u>3 第二種少額電子募集取扱業者…金商法第 29 条の 4 の 3 第 2 項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。</u> <u>4 ・ 5</u> (現行どおり) <u>6 第二種少額電子募集取扱業務…金商法第 29 条の 4 の 3 第 4 項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。</u> <u>7 ～ 14</u> (現行どおり) (会員) 第 4 条 本協会の会員は、正会員、<u>電子募集会員</u>、賛助会員及び後援会員とし、<u>正会員及び電子募集会員</u>をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。 (<u>正会員及び電子募集会員</u>) 第 5 条 本協会の正会員は、金融商品取引業者及び登録金融機関のうち、自己募集その他の取引等を業として行う者であって第 19 条の承認を受けた者とする。 <u>2 本協会の電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業者であって第 19 条の承認を受けた者とする。</u> (目的) 第 7 条 本協会は、<u>正会員及び電子募集会員</u>の行う第二種金融商品取引業等を公正かつ円滑にし、並びに第二種金融商品取引業等の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。	(定義) 第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ・ 2 (省略) (新設) <u>3 ・ 4</u> (省略) (新設) <u>5 ～ 12</u> (省略) (会員) 第 4 条 本協会の会員は、正会員、賛助会員及び後援会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。 (<u>正会員</u>) 第 5 条 本協会の正会員は、金融商品取引業者及び登録金融機関のうち、自己募集その他の取引等を業として行う者 (<u>以下「第二種業者等」という。</u>) であって第 19 条の承認を受けた者とする。 (新設) (目的) 第 7 条 本協会は、正会員の行う第二種金融商品取引業等を公正かつ円滑にし、並びに第二種金融商品取引業等の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

改 正 案	現 行
(業務) 第8条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 1 正会員及び電子募集会員が第二種金融商品取引業等を行うに当たり、金商法その他法令の規定を遵守させるため、正会員及び電子募集会員に対する指導、勧告を行うこと。 2 正会員及び電子募集会員の行う第二種金融商品取引業等に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告を行うこと。 3 正会員及び電子募集会員の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに正会員及び電子募集会員の営業及び財産の状況を調査すること。 4 正会員及び電子募集会員の行う第二種金融商品取引業等に関する投資者からの苦情の解決及び正会員及び電子募集会員の行う第二種金融商品取引業等に争いがある場合のあっせんを行うこと。 5 正会員及び電子募集会員の行う第二種金融商品取引業等の取引の勧誘の適正化に必要な業務のため必要な規則の制定を行うこと。 6 正会員及び電子募集会員の役員及び従業員の試験、研修等を行い、その資質の向上を図ること。 7 ～ 8 (現行どおり) 9 正会員及び電子募集会員間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。 10 (現行どおり) 11 正会員及び電子募集会員の反社会的勢力排除の取組みに関して支援を行うこと。 12 (現行どおり) 2 本協会は、営利の目的をもって業務を営まない。	(業務) 第8条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 1 正会員が第二種金融商品取引業等を行うに当たり、金商法その他法令の規定を遵守させるため、正会員に対する指導、勧告を行うこと。 2 正会員の行う第二種金融商品取引業等に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告を行うこと。 3 正会員の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに正会員の営業及び財産の状況を調査すること。 4 正会員の行う第二種金融商品取引業等に関する投資者からの苦情の解決及び正会員の行う第二種金融商品取引業等に争いがある場合のあっせんを行うこと。 5 正会員の行う第二種金融商品取引業等の取引の勧誘の適正化に必要な業務のため必要な規則の制定を行うこと。 6 正会員の役員及び従業員の試験、研修等を行い、その資質の向上を図ること。 7 ～ 8 (省略) 9 正会員間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。 10 (省略) 11 正会員の反社会的勢力排除の取組みに関して支援を行うこと。 12 (省略) 2 本協会は、営利の目的をもって業務を営まない。

改 正 案	現 行
(会員権) 第 12 条 正会員及び電子募集会員は、会員たる資格（以下「会員権」という。）を有し、当該会員権に基づき、本協会の業務について、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める議決権を有する。</u>ただし、特別の利害関係のある事項については、議決権を有しない。 1 正会員 2 個 2 電子募集会員 1 個 2 正会員又は電子募集会員が次のいずれかに該当する場合には、その会員権は消滅する。 1 本協会を脱退した場合 2 本協会から除名の処分を受けた場合 3 <u>すべての正会員及び電子募集会員（以下、「総会員」という。）</u>が同意した場合 4 当該正会員又は電子募集会員が解散した場合 3 正会員又は電子募集会員が合併した場合において、その合併により存続し、又は新設される会社が第 5 条に規定する要件を満たすときは、当該会員権は当該合併後に存続し、又は新設される会社に承継されるものとする。ただし、議決権の個数は、<u>第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。</u> 4 (現行どおり) (会費及び特別会費) 第 13 条 正会員、<u>電子募集会員</u>、賛助会員及び後援会員は、本協会が定めるところにより会費を本協会に納入しなければならない。 2 正会員<u>及び電子募集会員</u>は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、その定めるところにより特別会費を本協会に納入しなければならない。 3 会費及び特別会費の額は、<u>会員総会</u>の決議により定める。 4 (現行どおり) (<u>会員代表者及び会員代表者代理人</u>)	(会員権) 第 12 条 正会員は、<u>正会員</u>たる資格（以下「会員権」という。）を有し、当該会員権に基づき、本協会の業務について<u>各 1 個</u>の議決権を有する。ただし、特別の利害関係のある事項については、議決権を有しない。 (新設) (新設) 2 正会員が次のいずれかに該当する場合には、その会員権は消滅する。 1 本協会を脱退した場合 2 本協会から除名の処分を受けた場合 3 <u>総正会員</u>が同意した場合 4 当該正会員が解散した場合 3 正会員が合併した場合において、その合併により存続し、又は新設される会社が第 5 条に規定する要件を満たすときは、当該会員権は当該合併後に存続し、又は新設される会社に承継されるものとする。ただし、議決権は<u>1 個</u>とする。 4 (省略) (会費及び特別会費) 第 13 条 正会員、賛助会員及び後援会員は、本協会が定めるところにより会費を本協会に納入しなければならない。 2 正会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、その定めるところにより特別会費を本協会に納入しなければならない。 3 会費及び特別会費の額は、<u>正会員総会</u>の決議により定める。 4 (省略) (<u>正会員代表者及び正会員代表者代理人</u>)

改 正 案	現 行
第 14 条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、定款施行規則で定めるところにより、本協会の業務について、当該正会員<u>及び電子募集会員</u>を代表する者（以下「<u>会員代表者</u>」という。）を1人定め、本協会に届け出なければならない。 2 <u>正会員は、定款施行規則で定めるところにより、本協会の業務について、会員代表者代理人を1人定め、本協会に届け出ることができる。</u> 3 本協会が<u>会員代表者又は会員代表者代理人</u>を不適任と認めたときは、それぞれ事由を示してその変更を求めることができる。 （届出及び報告事項） 第 15 条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、定款施行規則その他の規則の定めにより、届出又は報告が必要とされる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を本協会に届出又は報告しなければならない。 （資料の提出等） 第 16 条 本協会は、必要があると認めるときは、<u>正会員及び電子募集会員</u>に対し、当該正会員<u>及び電子募集会員</u>の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該正会員<u>及び電子募集会員</u>の営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。 2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。 （監査） 第 17 条 本協会は、「監査規則」で定めるところにより、<u>正会員及び電子募集会員</u>の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに正会員<u>及び電子募集会員</u>の営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。 2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、前項の規定によ	第 14 条 正会員は、定款施行規則で定めるところにより、本協会の業務について当該正会員を代表する者（以下「<u>正会員代表者</u>」という。）<u>及び正会員代表者代理人</u>をそれぞれ1人定め、本協会に届け出なければならない。 （新設） 2 本協会が<u>正会員代表者又は正会員代表者代理人</u>を不適任と認めたときは、それぞれ事由を示してその変更を求めることができる。 （届出及び報告事項） 第 15 条 正会員は、定款施行規則その他の規則の定めにより、届出又は報告が必要とされる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を本協会に届出又は報告しなければならない。 （資料の提出等） 第 16 条 本協会は、必要があると認めるときは、正会員に対し、当該正会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該正会員の営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。 2 正会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。 （監査） 第 17 条 本協会は、「監査規則」で定めるところにより、正会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに正会員の営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。 2 正会員は、前項の規定により本協会が行う監

改 正 案	現 行
り本協会が行う監査に応じなければならない。 3 (現行どおり) (本協会の名称の使用制限等) 第 18 条 正会員及び電子募集会員は、金商法及び関係法令に規定がある場合を除き、本協会の承認を受けないで本協会の名称を使用してはならない。 2 賛助会員及び後援会員は、正会員と誤認されるような名称を使用し、又は表示してはならない。 (入会の承認) 第 19 条 本協会に正会員又は電子募集会員として入会しようとする者は、別に定める様式による入会申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。 2 ～ 3 (現行どおり) 4 本協会は、第 1 項に規定する入会の承認の際、入会する正会員及び電子募集会員に対し、法令及び定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させるため、入会に際し必要な指示をすることができる。 (入会の承認を受けた場合における入会金の納付) 第 21 条 本協会に入会の承認を受けた入会申請者は、本協会が指定する期日までに本協会に入会金を納入しなければならない。 2 入会金の額は、<u>会員総会</u>の決議により定める。 3 本協会は、第 1 項の規定に基づき納入された入会金について返還しないものとする。 (正会員の業登録の変更に伴う納付金の納付) 第 21 条の 2 <u>電子募集会員は、第二種金融商品取引業に係る金商法第 31 条第 4 項の変更登録を受けて、第二種少額電子募集取扱業務のみを行わないこととなった場合には、理事会の決議により、正会員となる。</u> 2 <u>前項の規定に基づき、電子募集会員が正会員となった場合には、本協会が定めるところによ</u>	査に応じなければならない。 3 (省略) (本協会の名称の使用制限) 第 18 条 正会員は、金商法及び関係法令に規定がある場合を除き、本協会の承認を受けないで本協会の名称を使用してはならない。 (新設) (入会の承認) 第 19 条 本協会に正会員として入会しようとする<u>第二種業者等</u>は、別に定める様式による入会申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。 2 ～ 3 (省略) 4 本協会は、第 1 項に規定する入会の承認の際、入会する正会員に対し、法令及び定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させるため、入会に際し必要な指示をすることができる。 (入会の承認を受けた場合における入会金の納付) 第 21 条 本協会に入会の承認を受けた入会申請者は、本協会が指定する期日までに本協会に入会金を納入しなければならない。 2 入会金の額は、<u>正会員総会</u>の決議により定める。 3 本協会は、第 1 項の規定に基づき納入された入会金について返還しないものとする。 (新設)

改 正 案	現 行
<u>り、会員区分変更手数料を納入しなければならない。</u> (脱退の承認) 第 22 条 正会員及び電子募集会員は、本協会を脱退しようとするときは、別に定める様式による脱退申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。ただし、本協会が特に認める場合には、脱退申請書の提出は要しない。 2 前項に規定する脱退の承認は、理事会の決議により行う。 (賛助会員及び後援会員の退会) 第 22 条の 2 賛助会員及び後援会員は、第 13 条第 1 項に規定する会費を納入期限から 1 年間滞納した場合には、本協会を退会するものとする。 (正会員及び電子募集会員の処分) 第 23 条 本協会は、正会員又は電子募集会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、その正会員又は電子募集会員に弁明の機会を与えた上、理事会の決議により、処分を行うことができる。ただし、除名を行う場合には、<u>会員総会の決議</u>により行うものとする。 1 不正な手段により本協会に入会したとき。 2 支払不能となり、容易に回復し得ない状態となったとき。 3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、<u>会員総会</u>若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。 4 ～ 8 (現行どおり) 9 第 18 条第 1 項の規定に違反して本協会の名称を無断で使用したとき。 10 ～ 12 (現行どおり) 2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。 3 前項に規定する過怠金の額は、1 億円を上限	(脱退の承認) 第 22 条 正会員は、本協会を脱退しようとするときは、別に定める様式による脱退申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。ただし、本協会が特に認める場合には、脱退申請書の提出は要しない。 2 前項に規定する脱退の承認は、理事会の決議により行う。 (新設) (正会員の処分) 第 23 条 本協会は、正会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、その正会員に弁明の機会を与えた上、理事会の決議により、処分を行うことができる。ただし、除名を行う場合には、<u>正会員総会</u>の決議により行うものとする。 1 不正な手段により本協会に入会したとき。 2 支払不能となり、容易に回復し得ない状態となったとき。 3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、<u>正会員総会</u>若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。 4 ～ 8 (省略) 9 第 18 条の規定に違反して本協会の名称を無断で使用したとき。 10 ～ 12 (省略) 2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。 3 前項に規定する過怠金の額は、1 億円を上限

改 正 案	現 行
とする。ただし、第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額(損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。)が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。 4 第2項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6か月以内とする。 5 第1項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の5年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が1年を超えることとなるときは、<u>会員総会</u>の決議を経た上で除名を行うことができる。 6 第3項ただし書の適用がある場合における1億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限は、出席した理事の議決権の3分の2以上の多数決により行う。 7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。 8 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、第1項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、<u>正会員及び電子募集会員</u>としての義務はすべてこれを履行しなければならない。	とする。ただし、第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額(損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。)が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。 4 第2項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6か月以内とする。 5 第1項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の5年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が1年を超えることとなるときは、<u>正会員総会</u>の決議を経た上で除名を行うことができる。 6 第3項ただし書の適用がある場合における1億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限は、出席した理事の議決権の3分の2以上の多数決により行う。 7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。 8 <u>正会員</u>は、第1項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、<u>正会員</u>としての義務はすべてこれを履行しなければならない。
(<u>正会員及び電子募集会員</u>に対する勧告)	(<u>正会員</u>に対する勧告)
第24条 本協会は、<u>正会員及び電子募集会員</u>の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該<u>正会員及び電子募集会員</u>の営業若しくは財産の状況が、本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該<u>正会員及び電子募集会員</u>に対し事由を示して勧告を行うことができる。	第24条 本協会は、<u>正会員</u>の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該<u>正会員</u>の営業若しくは財産の状況が、本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該<u>正会員</u>に対し事由を示して勧告を行うことができる。
(<u>正会員及び電子募集会員</u>の名簿)	(<u>正会員</u>の名簿)
第25条 本協会は、<u>正会員及び電子募集会員</u>の	第25条 本協会は、<u>正会員</u>の名称及び住所を記

改 正 案	現 行
名称及び住所を記載した名簿を作成し、これを本協会の事務所に備え置く。 第 2 章 会員総会 (会員総会の招集) 第 26 条 本協会の<u>会員総会</u>は、定時<u>会員総会</u>及び臨時<u>会員総会</u>とし、<u>会員総会</u>をもって、一般法人法上の社員総会とする。 2 定時<u>会員総会</u>は毎事業年度終了後 3 か月以内に、臨時<u>会員総会</u>は随時必要に応じて招集する。 3 <u>会員総会</u>は、理事会の決議により会長が招集する。ただし、総<u>会員</u>の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員及び電子募集会員から議案及び招集事由を示して<u>会員総会</u>招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく<u>会員総会</u>を招集するものとする。 4 前 3 項に規定する<u>会員総会</u>の招集は、緊急の場合を除くほか、会日の 2 週間前までに各正会員及び電子募集会員にその日時、場所及び議案を記載した通知を発して行う。 (議決事項) 第 27 条 <u>会員総会</u>においては、定款で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決する。 1 定款の変更に関する事項 2 毎事業年度における決算及び事業報告書の承認に関する事項 3 解散及び残余財産の処分に関する事項 4 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項 (出席資格) 第 28 条 <u>会員総会</u>に出席できる者は、<u>会員代表者</u>又はその代理人とする。 (定足数及び議決権の行使) 第 29 条 <u>会員総会</u>は、その決議について総<u>会員</u>の議決権の過半数を有する正会員及び電子募集会員の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。	載した名簿を作成し、これを本協会の事務所に備え置く。 第 2 章 正会員総会 (正会員総会の招集) 第 26 条 本協会の<u>正会員総会</u>は、定時<u>正会員総会</u>及び臨時<u>正会員総会</u>とし、<u>正会員総会</u>をもって、一般法人法上の社員総会とする。 2 定時<u>正会員総会</u>は毎事業年度終了後 3 か月以内に、臨時<u>正会員総会</u>は随時必要に応じて招集する。 3 <u>正会員総会</u>は、理事会の決議により会長が招集する。ただし、総<u>正会員</u>の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から議案及び招集事由を示して<u>正会員総会</u>招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく<u>正会員総会</u>を招集するものとする。 4 前 3 項に規定する<u>正会員総会</u>の招集は、緊急の場合を除くほか、会日の 2 週間前までに各正会員にその日時、場所及び議案を記載した通知を発して行う。 (議決事項) 第 27 条 <u>正会員総会</u>においては、定款で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決する。 1 定款の変更に関する事項 2 毎事業年度における決算及び事業報告書の承認に関する事項 3 解散及び残余財産の処分に関する事項 4 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項 (出席資格) 第 28 条 <u>正会員総会</u>に出席できる者は、<u>正会員代表者</u>又はその代理人とする。 (定足数及び議決権の行使) 第 29 条 <u>正会員総会</u>は、その決議について総<u>正会員</u>の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

改 正 案	現 行
2 正会員及び電子募集会員は、理事会が書面による議決権の行使を認めたときは、書面を<u>会員総会</u>の議長に提出し、その議決権を行使することができる。 3 前項の規定により議決権の行使のための書面を提出した正会員及び電子募集会員は、その<u>会員総会</u>に出席したものとみなす。 (議決の方法) 第 30 条 <u>会員総会</u>の議事は、出席した<u>正会員及び電子募集会員</u>の議決権の過半数をもって決する。ただし、次の各号に掲げる事項については、<u>総会員</u>の半数以上であって、<u>総会員</u>の議決権の3分の2以上の多数決による。 1 ～ 6 (現行どおり) (議事録) 第 31 条 <u>会員総会</u>の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び<u>会員総会</u>に出席した理事がこれに署名し、又は記名押印するものとする。 第 3 章 機関 第 1 節 役員等 (役員の選任) 第 33 条 前条に規定する正会員理事は、<u>会員総会</u>の決議により、<u>会員代表者</u>又は第 14 条第 2 項に基づき本協会に届出がなされている<u>会員代表者代理人</u>のうちからこれを選任する。 2 前条に規定する公益理事は、<u>会員総会</u>の決議により、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、第二種金融商品取引業等と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。 3 前条に規定する常任理事は、<u>会員総会</u>の決議により、<u>正会員</u>又は<u>電子募集会員</u>の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。 4 前条に規定する正会員監事は、<u>会員総会</u>の決議により、<u>会員代表者</u>及び第 14 条第 2 項に基づき本協会に届出がなされている<u>会員代表者</u>	2 正会員は、理事会が書面による議決権の行使を認めたときは、書面を<u>正会員総会</u>の議長に提出し、その議決権を行使することができる。 3 前項の規定により議決権の行使のための書面を提出した正会員は、その<u>正会員総会</u>に出席したものとみなす。 (議決の方法) 第 30 条 <u>正会員総会</u>の議事は、出席した<u>正会員</u>の議決権の過半数をもって決する。ただし、次の各号に掲げる事項については、<u>総正会員</u>の半数以上であって、<u>総正会員</u>の議決権の3分の2以上の多数決による。 1 ～ 6 (省略) (議事録) 第 31 条 <u>正会員総会</u>の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び<u>正会員総会</u>に出席した理事がこれに署名し、又は記名押印するものとする。 第 3 章 機関 第 1 節 役員等 (役員の選任) 第 33 条 前条に規定する正会員理事は、<u>正会員総会</u>の決議により、<u>正会員代表者</u>又は第 14 条に基づき本協会に届出がなされている<u>正会員代表者代理人</u>のうちからこれを選任する。 2 前条に規定する公益理事は、<u>正会員総会</u>の決議により、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、第二種金融商品取引業等と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。 3 前条に規定する常任理事は、<u>正会員総会</u>の決議により、<u>正会員</u>の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。 4 前条に規定する正会員監事は、<u>正会員総会</u>の決議により、<u>正会員代表者</u>及び第 14 条に基づき本協会に届出がなされている<u>正会員代表者</u>

改 正 案	現 行
<u>代理人</u>のうちからこれを選任する。 5 正会員理事及び正会員監事は、相互に兼ねることができない。 6 <u>第1項及び第4項に規定する会員代表者及び会員代表者代理人は、いずれも正会員の会員代表者及び会員代表者代理人に限られる。</u> 7 役員候補者は、理事会において選出する。 (役員の職務) 第 37 条 会長は、本協会を代表し、かつ、本協会の業務を総理し、<u>会員総会</u>及び理事会の議長となる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長、専務理事及び常務理事は、あらかじめ理事会が定めた順序により<u>会員総会</u>及び理事会の議長となる。 2 ～ 4 (現行どおり) (監事の職務) 第 38 条 監事は、本協会の業務及び会計を監査する。 2 (現行どおり) 3 監事は、本協会が<u>会員総会</u>に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、<u>会員総会</u>にその意見を報告する。 4 (現行どおり) (役員の任期) 第 39 条 正会員理事及び常任理事の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時<u>会員総会</u>の終結の時までとし、正会員監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時<u>会員総会</u>の終結の時までとする。ただし、第42条第1項の後任の正会員理事、同条第3項の後任の常任理事、同条第4項の後任の正会員監事の任期は、前任者の残任期間とする。 2 公益理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時<u>会員総会</u>の終結の時までとする。ただし、第42条第2項の後任の公益理事の任期は、前任者の残任期間とする。	<u>代理人</u>のうちからこれを選任する。 5 正会員理事及び正会員監事は、相互に兼ねることができない。 (新設) 6 役員候補者は、理事会において選出する。 (役員の職務) 第 37 条 会長は、本協会を代表し、かつ、本協会の業務を総理し、<u>正会員総会</u>及び理事会の議長となる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長、専務理事及び常務理事は、あらかじめ理事会が定めた順序により<u>正会員総会</u>及び理事会の議長となる。 2 ～ 4 (省略) (監事の職務) 第 38 条 監事は、本協会の業務及び会計を監査する。 2 (省略) 3 監事は、本協会が<u>総会</u>に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、<u>総会</u>にその意見を報告する。 4 (省略) (役員の任期) 第 39 条 正会員理事及び常任理事の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時<u>正会員総会</u>の終結の時までとし、正会員監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時<u>正会員総会</u>の終結の時までとする。ただし、第42条第1項の後任の正会員理事、同条第3項の後任の常任理事、同条第4項の後任の正会員監事の任期は、前任者の残任期間とする。 2 公益理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時<u>正会員総会</u>の終結の時までとする。ただし、第42条第2項の後任の公益理事の任期は、前任者の残任期間とする。

改 正 案	現 行
(理事の解任) 第 40 条 本協会は、<u>会員総会</u>の決議により、理事を解任することができる。 (役員の報酬等) 第 43 条 正会員理事及び正会員監事は、無報酬とする。 2 公益理事及び常任理事の報酬等については、<u>会員総会</u>の決議により定める報酬等に関する支払規程に従って算定した額を、報酬等として支払うことができる。 (事業計画書及び予算の承認) 第 55 条 本協会の事業計画書及び予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項に定める事業計画書及び予算については、直近の定時<u>会員総会</u>に報告するものとする。	(理事の解任) 第 40 条 本協会は、<u>正会員総会</u>の決議により、理事を解任することができる。 (役員の報酬) 第 43 条 正会員理事及び正会員監事は、無報酬とする。 2 公益理事及び常任理事の報酬については、<u>正会員総会</u>の決議により、<u>その総額</u>を定める。 (事業計画書及び予算の承認) 第 55 条 本協会の事業計画書及び予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項に定める事業計画書及び予算については、直近の定時<u>正会員総会</u>に報告するものとする。
第 6 章 解散	第 6 章 解散
(解散) 第 61 条 本協会は、<u>会員総会</u>の決議により、解散することができる。 (残余財産の帰属等) 第 62 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、<u>会員総会</u>の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 2 本協会は、剰余金の分配を行わない。 (定款等の解釈) 第 65 条 定款、規則及びこれに基づく細則並びに<u>会員総会</u>及び理事会の決議事項の解釈について疑義があるときは、理事会がその解釈を決定する。	(解散) 第 61 条 本協会は、<u>正会員総会</u>の決議により、解散することができる。 (残余財産の帰属等) 第 62 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、<u>正会員総会</u>の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 2 本協会は、剰余金の分配を行わない。 (定款等の解釈) 第 65 条 定款、規則及びこれに基づく細則並びに<u>正会員総会</u>及び理事会の決議事項の解釈について疑義があるときは、理事会がその解釈を決定する。
付 則 (平成 26 年〇〇月〇〇日) 1 この改正は、第 14 条第 2 項の正会員に関する改正及び第 43 条の規定を除き、金融商品取	

改 正 案	現 行
引法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 44 号)附則第 1 条本文に規定する日から施行する。 2 第 14 条第 2 項及び第 43 条の改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。	